

保護者 様

所沢市立所沢中学校  
校長 岩間 健一

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る出席や出席停止の取扱いについて

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出席停止の取扱いにつきましては、6月1日付けの所沢市教育委員会からのお知らせのとおり対応させていただいているところですが、加えて、遅刻・早退の取扱いや、予防接種の際の取扱い等について、あらためて市の方針が示されましたので、下記のとおり対応することといたします。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

- ・ 新型コロナウイルス感染の疑い等により、学校側が下校を依頼したり、登校を控えるようお願いをしたりした場合、出席簿等の記録は児童生徒の不利益とならないようにします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種による出欠等について、出席簿等の記録の取扱いは、児童生徒の不利益とならないようにします。

#### 2 出席や出席停止の取扱いについて

- ・ **【別表1】「新型コロナウイルスに係る出席や出席停止の取扱い」**のとおりとします。

##### ※裏面参照

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る出席や出席停止等の取扱いについては、令和3年度4月まで遡って対応することとします。  
\*1 学期通知表の「出欠席の記録」は、この取扱いに基づいて記載しています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る出席や出席停止の取扱いについては、様々なケースがあるため、ご不明点等ありましたらご相談ください。

|   | 事例                                                                                                              | 出席簿等の記入                                                                                                                                   |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 登校はしたが、 <b>児童生徒本人の具合</b> が悪くなり、新型コロナウイルス感染症が疑われたことにより、学校が児童生徒を途中で下校させた場合。                                       | <p>新型コロナウイルス感染症の疑いとして、登校したその日から、原則「出席停止」の記録とする。</p> <p>※ <u>早退の記録はしない。</u></p>                                                            |
| 2 | 登校はしたが、児童生徒の <b>家族の具合</b> が悪くなり、家族の新型コロナウイルス感染症が疑われたことにより、学校が児童生徒を途中で下校させた場合。                                   |                                                                                                                                           |
| 3 | 登校前に、 <b>児童生徒本人が、いつもと体調が違ったこと</b> から、新型コロナウイルス感染症が疑われたことにより、念のため登校せず、医療機関を受診したところ、登校に問題ないと診断があったため、遅れて登校した場合。   | <p>原則「出席」の記録とする。</p> <p>※ <u>遅刻の記録はしない。</u></p> <p>※ 左記事例等の場合、登校を医者から認められた当日については、必ず登校を求めるわけではない。登校を控えた場合は出席停止として扱う。</p>                  |
| 4 | 登校前に、 <b>家族がいつもと体調が違ったこと</b> から、新型コロナウイルス感染症が疑われたことにより、念のため登校せず、家族が医療機関を受診したところ、児童生徒の登校は問題ないと確認できたため、遅れて登校した場合。 |                                                                                                                                           |
| 5 | 児童生徒本人が <b>新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、学校を休んだ場合。</b>                                                                    | <p>「出席停止」の記録とする。</p> <p>※ <u>欠席の記録はしない。</u></p>                                                                                           |
| 6 | 児童生徒本人が <b>新型コロナウイルス感染症予防接種による副反応等</b> が出て、学校を休んだ場合。                                                            | <p>「出席停止」の記録とする。</p> <p>※ <u>欠席の記録はしない。</u></p>                                                                                           |
| 7 | 登校はしたが、児童生徒本人が <b>新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、途中で帰宅した場合。</b>                                                            | <p>原則「出席」の記録とする。</p> <p>※ <u>早退の記録はしない。</u></p> <p>※ 左記事例等の場合、ワクチン接種当日は必ず登校を求めるわけではない。登校を控えて接種した場合は出席停止として扱う。</p>                         |
| 8 | 児童生徒本人が <b>新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、遅れて登校した場合。</b>                                                                   | <p>「出席」として記録することも可能とする。</p> <p>※ <u>遅刻の記録はしない。</u></p> <p>※ 左記事例等の場合、ワクチン接種当日は副反応への見守りが必要なことから、家庭で静養することが望ましい。登校を控えて接種した場合は出席停止として扱う。</p> |